

がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成を図るため、がんの診断及び治療を行う病院の設備整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により策定した和歌山県計画に基づき実施するがん診療施設設備整備事業とする。

2 補助事業を実施できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 日本赤十字社

(2) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(3) 全国厚生農業協同組合連合会

(4) 社会福祉法人北海道社会事業協会

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は同条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) アに定める基準額とイに定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ア 基準額

1か所当たり 33,000千円（ただし、1品目の価格が、55,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、33,000千円を超えない範囲で加算することができる。）

イ 対象経費

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費（ただし、1品の価格が100千円に満たないものについては、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。）

(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額以内の額（交付申請書の添付書類の様式等）

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、

次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	2部	別途通知 する
経費所要額調	別記第2号様式		
事業に係る歳入歳出予 算書（見込書）の抄本			
その他参考となる資料			

（交付条件）

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（3）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（第2条第2項第5号に規定する者にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（6）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（7）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部

(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(9) 上記各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。

(交付決定前着手の届出)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績報告書	別記第5号様式	2部	別途通知する。
経費所要額精算書	別記第6号様式		
事業に係る歳入歳出決算書(見込書)の抄本	/		
契約書の写し			
検収調書の写し			
その他参考となる資料			

附 則

この要綱は、平成19年 2月 1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成20年 3月14日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成20年 8月 5日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成21年 5月26日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成23年 9月28日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成26年 6月17日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年 6月30日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。